

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報保護管理者の設置)

第3条 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、個人情報保護管理者を置くとともに、個人情報の取扱状況を把握できるようにしなければならない。

(使用者への教育)

第4条 乙は、その使用する者に対し、この契約による事務における個人情報の取扱い方法等個人情報の保護に関して必要な事項を教育しなければならない。

(個人情報を取り扱う区域の特定)

第5条 乙は、この契約による事務に係る個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、甲の指示又は承諾があるときを除き、取扱区域から持ち出してはならない。

(適正な管理)

第6条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止及びこれらの事故を防止するため個人情報の嚴重な保管、搬送及び取扱区域の管理に努めるほか、この契約による事務の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報を機器及び電子媒体等で取扱う場合 機器及び電子媒体等の盗難等の防止並びに機器及び電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止に関する措置
 - (2) 個人情報を情報システムで使用する場合 アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止等に関する措置
 - (3) 個人情報をクラウドサービス等により外国で取り扱う場合 個人情報が取り扱われる外国の特定及び外国の個人情報の保護に関する制度等の把握に関する措置
- (収集の制限)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の使用等の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理する以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
(複写等の禁止)

第9条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者(乙の子会社を含む。次項において同じ。)に取り扱わせてはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、当該事項の遵守状況について、管理監督をしなければならない。
(資料等の廃棄)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約が終了し、又は解除されたときは、直ちに甲に返還し、又は当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法で確実に処分しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
(取扱いに係る報告及び監査)

第12条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱状況について、報告を求め、又は監査をすることができる。
(漏えい等の事故発生時における体制整備及び報告)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等があった場合又はそのおそれがある場合における当該事案の発生した経緯、被害状況等を調査する体制を整備するとともに、当該事案が発生した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができるものとする。
(損害賠償)

第15条 乙は、この特記事項に違反するなど乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に賠償したときは、乙に対し、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
(その他)

第16条 乙は、第2条から前条に規定するもののほか、個人情報の適正な管理のために

必要な措置を講じなければならない。

注1 甲は富津市を、乙は受託者をいう。

2 個人情報を取り扱う事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。